

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則等の一部改正について

1 趣旨

令和6年4月1日、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行され、水道法の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されました。また、これに伴い、「飲料水健康危機管理実施要領」及び「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」（平成14年03月26日厚生労働省告示第117号）の一部が改正されました。これを受けて、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則等の一部を改正しました。

2 改正の概要

(1) 規則

題名：横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成4年3月横浜市規則第11号）
「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改めました。

(2) 審査基準

題名：建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に関する審査基準
「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改めました。

(3) 処分基準

題名：建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に関する処分基準
「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改めました。

(4) 行政指導指針

ア 題名：横浜市簡易専用水道における管理状況の検査に関する事務取扱要綱
「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めました。

イ 題名：横浜市受水槽等給水管理適合施設表示に係る事務取扱要領
「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めました。

ウ 題名：横浜市飲料水健康危機管理実施要領
「厚生労働省」を「国土交通省」に改め、その他、所要の文言修正を行いました。

3 意見公募手続き

法令等の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、横浜市規則等に係る

意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

4 公布日

令和7年3月25日発行の横浜市報に登載して公布しました。

5 施行日

(1) 規則

公布日から施行

(2) 審査基準、処分基準及び行政指導指針

令和7年3月27日